

行田市障がい者計画の策定について

1. はじめに

現行の「行田市障がい者計画」は、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者自立支援法（現障害者総合支援法）に基づく「障害福祉計画」を併せた性格を持つ計画として平成 24 年 3 月に策定されました。その後「障害福祉計画」のパートについては、国の提示する「基本的な指針」に従い、平成 28 年 1 月に「第 4 期障害福祉計画」として見直しされましたが、平成 29 年度をもって両計画の期間が満了となります。そのため、後継計画として新たに、行田市障がい者計画を策定します。

この計画は、これまでと同様、「障害者計画」と「（第 5 期）障害福祉計画」の性格を併せ持つとともに、平成 28 年の児童福祉法の改正により新たに法定計画化された「第 1 期障害児福祉計画」を含む計画として策定します。

2. 計画の位置付け等

「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法により、それぞれ次の通り位置付けられています。

障害者計画

■障害者基本法第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害福祉計画

■障害者総合支援法第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

障害児福祉計画

■児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

■児童福祉法第 33 条の 20 第 6 項

市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

3. 計画の策定体制等

■障害者基本法第 11 条第 6 項

市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第 36 条第 4 項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

■障害者総合支援法第 88 条第 10 項

障害者基本法第 36 条第 4 項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、**当該機関**の意見を聴かなければならない。



行田市障害者計画策定委員会

■障害者総合支援法第 88 条第 9 項

市町村は、第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、**協議会**の意見を聴くよう努めなければならない。



障害者支援協議会

4. 計画の期間

今回の「行田市障がい者計画」「(第 5 期) 行田市障がい福祉計画」「(第 1 期) 行田市障がい児福祉計画」の計画期間は以下に示す通りです。

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
行田市障がい者計画	第 3 期 (H24 - 29)			第 4 期 (H30 - 35)					
行田市障がい福祉計画	第 4 期			第 5 期 (H30 - 32)					
行田市障がい児福祉計画				第 1 期 (H30 - 32)					
埼玉県障害者支援計画	第 4 期								
国障害者基本計画	第 3 次 (H25 - 29)								

: 今回策定する計画

5. 計画の内容

障害者計画

- 国の障害者基本計画（第3次）及び埼玉県の障害者支援計画（第4期）に準じた事項（取り組むべき障がい者施策の方向性）

障害福祉計画

■必須事項（障害者総合支援法第88条第2項）

- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

■努力義務事項（障害者総合支援法第88条第3項）

- 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策
- 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

障害児福祉計画

■必須事項（児童福祉法第33条の20第2項）

- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

■努力義務事項（児童福祉法第33条の20第3項）

- 指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量確保のための方策
- 指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

■その他の規定・事項

- 市町村障害児計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない（児童福祉法第33条の20第4項）
- 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。（児童福祉法第33条の20第5項）

6. 第5期障害福祉計画等策定に係る国の基本指針の見直しについて

第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。平成29年3月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はH30～32年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 就労定着に向けた支援
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 発達障害者支援の一層の充実

3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: H28年度末施設入所者の9%以上
- ・ 施設入所者数: H28年度末の2%以上削減
- ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

- ・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 14.6万人～15.7万人に
(H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減)
- ・ 退院率: 入院後3ヵ月 69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%
(H27年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等の整備

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・ 一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍
- ・ 就労移行支援事業利用者: H28年度の2割増
- ・ 移行率3割以上の就労移行支援事業所: 5割以上
- ※ 実績を踏まえた目標設定
- ・ 就労定着支援1年後の就労定着率: 80%以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)

4. その他の見直し

- ・ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・ 難病患者への一層の周知
- ・ 障害者の芸術文化活動支援
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方 等

障害児福祉計画に係る内容

7. 計画策定スケジュール

年月	内容(議題)
平成29年 9月	アンケート調査
平成29年 10月23日	第1回計画策定委員会(計画説明、骨子、ヒアリング案など)
平成29年 11月	ヒアリング調査
平成29年 12月中旬	第2回計画策定委員会(調査結果報告)
平成30年 1月初～中旬	第3回計画策定委員会(素案)
平成30年 2月	第4回計画策定委員会(パブコメ案)
平成30年 2月～3月	パブリックコメント実施
平成30年 3月中旬	第5回計画策定委員会
平成30年 3月末	計画書完成・公表